

都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

受付・終結事件の概要（平成30年7月～9月）

1. 受付事件

| 事件の表示 | 事 件 名 | 受付年月日 |
|----------------------|--------------------------------|---------|
| 福島県 平成30年(調)第1号事件 | マンション受水槽設備からの騒音被害防止請求事件 | 30.9.25 |
| 埼玉県 平成30年(調)第2号事件 | 金属精錬工場からの大気汚染・騒音被害防止請求事件 | 30.9.12 |
| 岐阜県 平成30年(調)第1号事件 | ゴム製品製造工場からの騒音等被害防止請求事件 | 30.8.8 |
| 愛知県 平成30年(調)第2号事件 | ダンボール製品製造会社からの騒音被害防止請求事件 | 30.9.21 |
| 京都府 平成30年(調)第2号事件 | 漬物製造工場からの騒音・悪臭被害防止請求事件 | 30.8.22 |
| 奈良県 平成30年(調)第1号事件 | プラスチック製品製造加工会社からの騒音・振動被害防止請求事件 | 30.7.4 |
| 沖縄県 平成30年(調)第1号事件 | コンビニエンスストアからの悪臭被害防止請求事件 | 30.7.10 |

2. 終結事件

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|--------------|-------------------------------|--|--|
| 栃木県 平成30年(調) 第1号事件 [工場解体工事による振動等被害損害賠償等請求事件] | 栃木県 住民1人 | 不動産会社 /住宅販売 会社/建設 会社 | 平成30年5月14日受付 被申請人らが行った工場解体等工事で発生させた振動により、申請人住宅は損害を受けた。また、申請人は前述の住宅損害により、うつ病を発症するとともに、肉体的精神的被害を受けた。よって、(1)被申請人らは、申請人に対し、連帯して、損害賠償金等13,920,345円を支払うこと(2)被申請人らは、連帯して費用負担し、申請人住宅の目視被害調査困難個所の専門業者による調査補修を実施すること、同業者は申請人の承認する業者とすること。 | 平成30年8月31日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 千葉県 平成29年(調) 第3号事件 [一般廃棄物処理施設における操業停止等請求事件] | 千葉県 地元自治会 | 自治体 | 平成29年3月21日受付 施設が稼働開始したときから現在まで、施設の存在及び稼働により多大な被害を受け、受忍してきたが、申請人及び被申請人の間で締結した確認書の期限までに操業停止が履行されない。よって、被申請人は、①一般廃棄物処理施設をただちに操業停止すること、②停止期限までに一般廃棄物処理施設の稼働を停止できなかったことについて、具体的補償内容を示し補償すること、③一般廃棄物処理施設の撤去の開始及び跡地の利用について、直ちに協議すること。 | 平成30年8月16日 調停取下げ 申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|--|----------------------|--|---|--|
| <p>神奈川県 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[コンビニエンスストアからの騒音等被害防止及び損害賠償請求事件]</p> | <p>神奈川県 住民3人</p> | <p>コンビニエンスストア 本社A社/ コンビニエンスストア 店舗オーナーB/不動産会社C社</p> | <p>平成29年5月8日受付</p> <p>申請人らは、コンビニエンスストアの室外機の稼働音、駐車場内における来店者の自動車音や荷物・廃棄物の搬入搬出音等の騒音等により、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人A社及びC社は、連帯して、申請人に対し、損害賠償として金300万円を支払うこと。被申請人A社及びBは、①40dBを超える音量の騒音を申請人の敷地に侵入させないこと、②駐車場を利用する車両の排気ガスから発生する異臭並びに駐車場利用者及び来店者の喫煙による煙草煙を申請人の敷地に侵入させないこと、③申請人ら宅に店舗及び来店の自動車の照明を侵入させないこと。</p> | <p>平成30年8月21日 調停成立</p> <p>調停委員会は、6回の調停期日の開催手続を進めた結果、調停案を作成し、当事者に対して受託を勧告した。調停委員会が受託を勧告した調停案に対し、申請人ら及び被申請人らから受託しない旨の申し出はなく、当事者に対して合意が成立したものとみなされた旨を書面で通知し、本事件は終結した。</p> |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|----------------------|---------------------|--|---|
| <p>神奈川県 平成29年(調) 第3号事件</p> <p>[貸おしぼり工場からの騒音・振動等被害防止等及び損害賠償請求事件]</p> | <p>神奈川県 住民1人</p> | <p>貸おしぼり 会社</p> | <p>平成29年6月15日受付</p> <p>申請人とその家族は被申請人工場からの騒音、振動、悪臭等により、家への物理的影響、肉体的・精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①騒音規制値を守ること、②騒音に関する損害賠償を支払うこと、③振動を起こす機械(洗濯機、コンベアー等)を新しくすること。それが出来なければ、精神的慰謝料を支払うこと、④道路にリネン類等の物を置かないこと。屋外の貯水タンク等から公共の場である道路への漏水を止めること。近隣環境に配慮し近隣に不快な思いをさせないように保つこと、⑤被申請人の出入り業者の活動によって起きる騒音、振動、悪臭、その他について被申請人の責任で対処すること、⑥被申請人とその出入り業者は、車両の移動は8時以降から22時までとし、荷卸し等の作業は8時以降から21時までにする。ただし、左記時間帯でも騒音規制値を守ること、⑦荷卸し等の作業において、カートを今までどおり使用しないこと。出入り業者にも、昼間でも騒音規制値があることを説明し協力してもらうこと、⑧被申請人の責任ある立場の者が、新人や作業員全員に、定期的に、近隣住民との関係や条例の規制値について、研修等の社員教育を徹底すること、⑨工場が稼働している間は、電話で連絡が取れるようにすること(原則留守電不可)。折り返し電話が欲しい旨の留守電がある場合は、直ちに連絡をし、遅くとも必ずその日のうちに連絡をすること、⑩行政機関に対しても、申請人に対しても、誠実に</p> | <p>平成30年7月4日 調停打切り</p> <p>調停委員会は、現地調査、6回の調停期日の開催等手続きを進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。</p> |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|-------|-----|------|--|-------|
| | | | <p>対応し虚偽の報告をしないこと、⑪被申請人の開口部（窓、扉、シャッター等）について、1階及び2階の東側と北側の全ての窓、2階の作業場の西側の窓を閉めること、⑫常時作業状況に細心の注意を払い、騒音、振動、悪臭等、近隣に迷惑となる事象を発生させる可能性がある場合、未然に対処すること。万が一発生した場合には、被申請人は、申請人が被申請人に連絡する前に直ちに対処し、申請人に連絡すること、⑬万が一騒音・振動を起こしたら、その機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと。申請人が騒音・振動に気づいて被申請人に報告したら、被申請人はその機械を直ちに止めて直すまで使用しないこと、⑭悪臭の発生を抑えること、⑮申請人が被申請人の機械等の状況について説明を求めたら、「何の機械が原因なのか」、「いつまでに直すのか」等の状況を伝えること。この時、申請人は被申請人から事業所で直接、機械等の説明を受けることができるものとする、⑯屋外作業に伴う公害の防止や機械全体について不具合等を未然に防ぐための対策を記載した「管理マニュアル」を作成し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を厳守すること。それでも不具合が起きた場合、管理マニュアルを更に厳しく改善し、そのコピーを申請人に配布し、記載された事項を遵守すること。また、維持・管理費を計上し、不具合が起きないように定期的なチェックや定期的な部品交換も含めたメンテナンスノートを作成し、メンテナンス内容を記載、保存し、申請人が要求した場合には開示すること。</p> | |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|--|--------------|----------------------------------|---|---|
| 神奈川県 平成30年(調) 第2号事件 [事業活動に伴い発生する粉塵等及び大型車両通行に伴う騒音・振動等被害防止請求事件] | 神奈川県 住民1人 | 砂利等生産 販売会社 | 平成30年3月16日受付 被申請人会社は、砂利、砂その他骨材の生産及び販売等の事業を営んでおり、申請人が経営する食堂は、事業活動により発生する粉塵や、東側を通行する大型車両による騒音・振動に悩まされている。よって被申請人は、①粉塵等の公害防止措置を講ずること。②大型車両の東側通行に伴う騒音・振動等につき、通行時間の制限を含む公害防止措置を講ずること。 | 平成30年8月21日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 長野県 平成30年(調) 第2号事件 [グラウンド騒音防止請求事件] | 長野県 住民2人 | 市町村及び 一般財団法人2社(グラウンド管理) | 平成30年2月20日受付 Aグラウンドで発生する、アメリカンフットボールの練習に伴う騒音及び草刈り作業による騒音は、生活環境保全上の受忍の範囲を超えている。よって、被申請人らは、Aグラウンドの事業運営に伴う騒音を55dB以下にすること、かつ、アメリカンフットボールの練習に利用することは止め、騒音の低い他のスポーツなどに変更すること。 | 平成30年8月30日 調停打ち切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 京都府 平成29年(調) 第1号事件 [マンションの機械式駐車場等からの騒音被害防止請求事件] | 京都府 住民1人 | マンション 管理会社及び マンション 管理組合 | 平成29年4月20日受付 平成25年に申請人自宅の東側に建設された、被申請人のマンションの機械式駐車場及びバイク駐輪場からの騒音により、申請人の睡眠が妨げられている。よって、被申請人は、機械式駐車場とバイク駐車場の場所を変更し、極力騒音を出さないよう心がけること。 | 平成30年9月14日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた後、申請人及び被申請人に対し、調停案の受諾勧告を行ったところ、被申請人より調停案を受諾しない旨の回答があったため、調停が打ち切られたものとみなし、本件は終結した。 |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|--|---------------------|-------------|---|---|
| 大阪府 平成29年(調) 第1号事件 [鉄骨建材加工工場 からの騒音・振動 被害防止請求事件] | 鉄骨建材加 工会社 | 大阪府 住民1人 | 平成29年2月9日受付 申請人は、被申請人からの 苦情を受け、防音壁を設置 するなど防音対策を講じて きたが、被申請人からの苦 情が止まなかった。申請人 は、今後も近隣被害を生じ させない努力を続けるが、 これ以上感情的対立に至ら せないことが騒音紛争の解 決に必要と考える。よって、 被申請人は、申請人に対す る苦情(騒音振動被害)につ き、申請人の発する騒音振 動の実情を把握するととも に、相互理解を深めた上、共 生の理念に基づく円満解決 を図ること。 | 平成30年9月19日 調停取下げ 申請人は、都合により、 調停申請を取り下げた ため、本件は終結した。 |
| 大阪府 平成30年(調) 第3号事件 [金属加工工場から の悪臭被害防止請 求事件] | コンベヤベ ルト加工会 社 | 金属加工会 社 | 平成30年4月13日受付 被申請人会社工場から放出 される塗料成分を含んだ異 臭により、申請人会社工場 では従業員に頭痛、喉の痛 み、めまい等の健康被害や 製品・商品の管理上の問題 が発生し、被申請人工場を 管理する不動産会社に対処 を要望したが、改善されな い。よって、被申請人は、① 当初の通り、工場を機材ス tock場としてのみ運用す ること、②上記が出来ない 場合は、発生臭を工場建屋 内から外に流出しないよう に機密設備等の対策を講じ なければならない。 | 平成30年8月29日 調停成立 調停委員会は、現地調 査及び2回の調停期日 の開催等手続を進めた 結果、調停委員会の提 示した調停案を当事者 双方が受諾し、本件は 終結した。 |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|--|---------------------|------------------------------|--|--|
| <p>福岡県 平成30年(調) 第1号事件</p> <p>[配水管布設替工事に伴う振動被害損害賠償請求事件]</p> | <p>福岡県 住民2人</p> | <p>特別地方公共団体 (一部事務組合)</p> | <p>平成30年6月25日受付</p> <p>平成29年11月29日前後の「大井地区配水管布設替工事」で発生する振動の影響で、敷地内の地盤の変動・自宅建物の構造躯体・瓦・外溝等の被害を受けました。被害の原因は工事に関する法令違反で、</p> <p>①工事前の調査不足・・・水道管工事標準規則、施工管理基準違反 軟弱地盤、地下水・井戸、埋設物の確認、近接する建物の現地調査、写真撮影も行っていない。</p> <p>②掘削工事の土留め工事を行っていない・・・水道法、振動規制法違反 矢板工事、掘削工法、ルートを選定、機種を選定を行っていない。</p> <p>③住民から被害の訴えがあるのに相談に応じない・・・振動規制法違反</p> <p>④不法侵入・・・水道管工事標準規則違反 立会の約束を反故にして、許可なく無断で敷地内に侵入する信頼を裏切る不誠実な行為。</p> <p>よって、①被申請人は、福岡県宗像市大井501番地の3に所在する建物と敷地について、平成29年11月29日前後の「大井地区配水管布設替工事」で発生する振動の影響で受けた、自宅建物の原状回復修理や敷地内地盤の改良を行うこと、②「大井地区配水管布設替工事」の水道工事標準仕様書の環境対策（建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 昭和62年3月30日付け建設省経機発第58号）の報告書、工事写真一式、設計図書の情報開示をすること。</p> | <p>平成30年8月30日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p> |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|--|---------------------|------------|---|--|
| <p>熊本県 平成29年(調) 第2号事件</p> <p>[飲食店からの悪臭 等被害防止及び損 害賠償請求事件]</p> | <p>熊本県 住民2人</p> | <p>飲食店</p> | <p>平成29年10月25日受付</p> <p>平成29年2月に被申請人が開業した飲食店からの悪臭、騒音により、過大なストレス、睡眠障害等の被害を受けている。よって、被申請人は、①悪臭対策の脱臭装置、油煙除去装置を設置すること、②騒音対策の防音壁を申請人ら宅に面する箇所に設置すること、③エアコン室外機5台、換気扇ダクト、給湯燃焼器等を申請者ら宅に面しないところへ移設すること、④夜間営業時間を短縮すること、⑤申請人Aに対し、損害賠償100万円を支払うこと、⑥申請人Bに対し、損害賠償50万円を支払うこと。</p> | <p>平成30年7月18日 調停打ち切り</p> <p>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。</p> |

(注) 上記の表は、原則として平成30年7月1日から平成30年9月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。